

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年5月27日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界コンテンツ産業の育成にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：全世界コンテンツ産業の育成にかかる情報収集・確認
調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：26a00201

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年5月27日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界コンテンツ産業の育成にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年7月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 6月 2日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 6月 3日 12時まで
3	質問への回答	2026年 6月 8日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年 6月 12日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 6月 25日 10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/SJPaYf4h5k>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点があり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

近年、途上国を含む世界各国において、ゲーム、アニメ、漫画、音楽、実写といったコンテンツ産業²が急速に発展している。情報通信技術およびデジタル技術の飛躍的な進展により、途上国においても一般の人々が多様なコンテンツへ容易にアクセスできる環境が整備され、自国でコンテンツを制作・発信する動きも活発化している。また、コンテンツ産業を新たな成長分野として位置づけ、産業振興や人材育成に取り組む国もあり、コンテンツ産業は途上国における産業の多角化を促進するとともに、雇用創出にも寄与するものと考えられる。しかし、知的財産権保護を含むコンテンツ産業のビジネス環境や振興施策の整備は立ち遅れた状況にある。

一方、日本においても、コンテンツ産業は主要な成長産業の一つとして位置づけられており、海外市場への展開を通じたさらなる発展が期待されている。コンテンツ産業の国際競争力強化に向け、政府全体で総合的な取組が進められているが、海賊版対策、販路拡大、人材育成など、途上国への支援や働きかけを要する課題が存在する。

こうした状況を踏まえ、本調査では途上国におけるコンテンツ産業の発展に関する現状・課題を分析し、課題解決に向けた方策を検討することで、途上国及び途上国に展開する日本のコンテンツ産業の発展に資する協力のあり方やその内容について調査・検討する。なお、主な調査領域は、コンテンツ産業における①知的財産権の保護（海賊版対策を含む制度・運用面の強化）、②ビジネス環境・振興施策整備、③産業人材育成・日本との産業リンケージ、④その他、産業発展の阻害要因となっているボトルネックの改善・解消を想定する。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査では、途上国におけるコンテンツ産業の発展に関する現状・課題を分析して課題解決に向けた方策を検討し、途上国及び途上国に展開する日本のコンテンツ産業の発展に資する今後の協力方針や具体的な協力案を策定・提案する。

(2) 調査対象国

² 本案件におけるコンテンツやその分野は「[戦略17分野における「主要な製品・技術等」.pdf](#)」の「コンテンツ」と同等とする。なお、今後の政府戦略の変更時には適宜発注者と対応を協議する。

本調査では、東南アジア、南アジア、中東・欧州、アフリカ、中南米地域 10～12 国程度（ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン、インド、バングラデシュ、ブラジル、メキシコ、南アフリカ、ナイジェリア、ケニア、コートジボワール、エジプト、トルコの 14 か国からの選択を想定）をゲーム、アニメ、漫画、音楽、実写分野における机上調査の対象とし、その内、5～6 カ国（ベトナム、インドネシア、インド、南アフリカ、ブラジルを含めることを想定）で詳細な現地調査を行う。

調査対象国の詳細は第 3 条 調査実施の留意事項の(6) 調査対象国と調査対象分野を参照する。

(3) 調査の範囲

本調査では、上記「(1) 調査の目的」を達成するために、「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえ、「第 4 条 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「第 5 条 報告書等」に示す成果品を作成する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 日本政府の政策との整合性

一義的には途上国向けのコンテンツ産業にかかる協力方針を策定することになるが、日本成長戦略本部／日本成長戦略会議での議論を含む日本政府の政策の方向性や日本のコンテンツ産業の成長と両立を図ることにも十分留意する。

なお、内閣官房では、全体の課題を「人材」、「制作環境」、「海外展開・流通」、「執行力」で分けた上で、ゲーム、アニメ、漫画、音楽、実写のそれぞれのロードマップを作成する考えであることにも留意する。このうち、ゲームについて先行して検討が開始されている。

(2) 日本国内の関係者との関係構築

日本国内では、コンテンツ産業に関し、産学官金の各業界において多数の関係者がおり、また業界団体も多く、これらの機関の考え方や相互の関係性に留意する。地方自治体においても、コンテンツ産業の育成を地域活性化、地方創生の方策の一つとして取り組んでいるところもあるので、この点にも配慮する。

同時に、今後、コンテンツ産業に関して国際協力を推進するにあたって重要な役割を担うと想定される機関については、JICA との連携や相互補完、JICA へのリソースの提供（例えば、短期専門家の派遣等）が可能かどうかについても確認する。なお、JICA による事業において必ずしも、これまでこれらの機関との連携があったとは限らないため、新たに関係を構築する必要がある場合が想定される。特に公的機関、業界団体等への最初のアプローチにあたっては、要すれば外務省と相談しながら進めるため、JICA に対して事前にリストを提出し、許可を得てから連絡を開始すること。

(3) 途上国の関係者との関係構築

上記「(2) 日本国内の関係者との関係構築」に関連し、途上国においても、関係者が多数存在することを踏まえて、関係者を 1 つ 1 つ特定しつつ、丁寧に調査する。特に、将来的にコンテンツ産業における協力を行うときの、カウンターパートとなりうる機関や主に関係してくる機関との関係を構築する。その観点で、現地調

査の実施にあたっては、優先順位も考えながら、訪問・面談のスケジュールを検討する。

(4) 具体的な協力メニューの検討

途上国向けコンテンツ産業における協力として、代表的なメニューを検討する。実際の協力実施に際しては、以下(5)記載の国別×コンテンツ別の分析結果を踏まえた個別の検討を行うが、今後のコンテンツ産業の国際協力を推進するにあたり、日本政府を含む関係者間において ODA でどういった協力が可能かイメージを持つために、あるいはこれまでコンテンツ産業の協力を実施したことがない国に対して JICA による協力に係る要望等を確認・調整するために必要な作業である。

(5) 国別×コンテンツ別の協力内容の検討

調査対象国は、「第2条 調査の目的と範囲 (2)」の通りとし、各国でゲーム、アニメ、漫画、音楽、実写に分類した上で、課題と協力の可能性を検討する。なお、検討にあたっては、日本のコンテンツ産業との関係性に十分留意し、双方が便益を得られるような協力のあり方を検討すること（日本のコンテンツ産業にとってどの程度正の効果が見込まれるかについて評価を行うこと）。

また、国別×コンテンツ別で確認する場合、どうしても情報量が不足することがあるかもしれない（たとえば、ナイジェリアにおける漫画など）が、情報量が限定的な場合は、過度に工数をかけることはせず、効果的かつ効率的な調査の実施に努めること。

(6) 調査対象国と調査対象分野³

机上調査の対象国は、現時点で東南アジアのベトナム・インドネシア・タイ・フィリピン、南アジアのインド・バングラデシュ、中南米のブラジル・メキシコ、アフリカの南アフリカ・ナイジェリア・ケニア・コートジボワール、中東・欧州のエジプト・トルコのうち 10～12 カ国を想定している。また、机上調査では、コンテンツ産業の全分野であるゲーム、アニメ、漫画、音楽、実写分野を調査対象分野とする。

現地調査⁴は、机上調査対象国の内、特に協力可能性のある 5～6 カ国（各地域 1～2 か国、現時点ではベトナム・インドネシア・インド・南アフリカ・ブラジルを含めることを想定）で具体的な協力内容案を作成するために実施する。調査内容には、現地で海賊版対策にかかるワークショップを開催して対象国における啓発を図りつつ、現時点における関心や理解の程度の確認を含める。また、効率的な調査の

³ コンテンツ産業での協力可能性のある国を調査対象とするため、プロポーザルにて概況と調査対象国の選定理由、クライテリアとそれに基づく評価を明確にした上で、次の内容をプロポーザルで提案する。①机上調査：調査対象とすべき国名、②現地調査：調査対象とすべき国名、分野（ゲーム、アニメ、漫画、音楽、実写）の優先順位とその理由。調査対象国は東南アジア、南アジア、中南米、アフリカ、中東・欧州の各地域から、机上調査は 2 か国程度、現地調査は 1 か国程度とする。なお、対象国は本公示に記載の現在の想定から変更可能だが、調査開始後に発注者と協議の上で確定する。

⁴ 「(3) 途上国の関係者との関係構築」にも留意し、プロポーザルにて、理由や特性を明確にした上で、現地業務でのコンテンツ産業の官民のアクターの中から、分野別にヒアリング先候補名を提案する。民間についてはコンテンツ産業における業界団体、産業協会や企業を、公的機関については今後協力をを行う際にカウンターパートとなり得る機関、コンテンツ産業における公的な支援者を想定する。なお、日系や外資系を混在させることも可能である。

ため、現地調査は現地企業への再委託を可能とするとともに、協力可能性等の観点からコンテンツ産業の分野に優先順位を付けて全分野に対し詳細な調査を行う。

なお、机上調査と現地調査における上記の想定対象国については、競争参加者において把握されている各国の概況や動向に基づき、一部を他の候補国と入れ換える等することを妨げるものではない。調査対象国、分野ともに、最終的には調査開始後に受注者と発注者間での協議の上で決定する。

(7) 本邦スタディツアー⁵の実施

本調査終了後の日本や JICA との協力のイメージを持つために、調査対象国のコンテンツ産業を所管する省庁の職員等が訪日し、日本のコンテンツ産業の産学官金の関係者と直接議論することや現場を訪問することは有意義である。このため、本調査実施期間中に、現地調査対象国のコンテンツ産業を所管する省庁の職員等を対象に日本でスタディツアーを実施し、上記のような機会を設けることとする。プロポーザルにおいて、本邦スタディツアーのプログラム案を提案すること。なお、来日者の航空券宿泊・国内移動等の手配を伴うため、当該手配のうち、旅行業法上の旅行業に該当する業務については、同法に基づく登録を有する者により実施される必要がある。そのため、受注者が当該資格を有していない場合には、当該手配業務に限り、国内の有資格業者への再委託を認める。

(8) 成果発表セミナーの実施⁶

国内の関係者を招待し、都内にてドラフトファイナルレポートに記載する内容を踏まえた本調査の成果発表するセミナーを 2026 年 12 月に開催する。運営にあたっては、オンラインでの同時通訳や同時配信、広報のため、イベント業者等への再委託を想定する。

セミナーの想定規模は以下のとおり。

目的	国内外関係者への調査結果の成果発表と今後の協力や活動のための意見交換
実施回数	約1回
対象者	国内外の官民のコンテンツ産業関係者
参加者数	約80名/回
開催期間	3時間～半日/回
実施場所	JICA市ヶ谷 国際会議場
実施形態	対面・オンライン併用

⁵ 本邦スタディツアーの実施について、単独での実施または、同 12 月に開催を想定している「(8)成果発表セミナー」と併せて実施する方法がある。現時点で考えられる、それぞれの方法のメリット、デメリットを整理しつつ、どちらの方法がよいか、本邦スタディツアーと成果発表セミナーのプログラム案について、プロポーザルで提案すること。

⁶ プロポーザルにおいて、成果発表セミナーのプログラム案を提案すること。

セミナーの目的は成果の発表に加え、成果について出席者からの意見を収集、意見交換を実施し、本調査で立案する途上国及び途上国に展開する日本のコンテンツ産業の発展に資する今後の協力案をより現実的かつ効果的なものにブラッシュアップする。

なお、開催時期や方法の最終的な決定は、スタディツアー受入やセミナー広報等の準備を踏まえて8月末を目途に受注者と発注者協議の上で決定する。

(9) 情報データ等の整理

本調査の実施にあたっては、机上の調査となるものも多いと想定されることから、政府の政策文書や発表、業界団体の動向、マスコミの報道等情報データの引用元（ウェブのURL含む）については、脚注及び調査報告書の最後の参考文献等に明記すること。

(10) 関連機関とのヒアリング及び実施機関との協議における情報共有について

業務の過程で生じた調査関連機関へのインタビュー及びJICAと実施機関候補との協議の際には面談録・議事録として、文書に日時・場所・面談者・要点を日本語でまとめた上で、JICAに提出すること。

第4条 調査の内容

上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

(1) 調査方針の確定（～8月上旬）

調査の方針、内容、スケジュール等をインセプションレポート（日本語、英語）にまとめる。同レポート（の一部）は、国内外の関係者へヒアリングを行う際にも適宜活用することを想定している。また、この段階で、ファイナルレポートの構成のイメージも検討しておく。

(2) 机上調査（～8月末）

机上での情報収集・分析を行い、暫定的に現状と課題を把握し、JICAによる協力の方向性、内容、リソース等の仮説を設定する。この時点の結果を、インテリムレポートにまとめ、国内外の関係者へヒアリングを行う際にも適宜活用する。なお、インテリムレポートは約3週間に発注者にドラフトを提出し、協議の上で9月末までに最終化する。

(3) 現地調査を含む国内外関係者へのヒアリング（8～12月）

国内外の関係者（日本、途上国における産学官金の関係者、業界関係者、国際機関等）へのヒアリングを行い、（2）で設定した、現状と課題、JICAによる協力の方向性、内容、リソース等の仮説が妥当かどうか検証する。この期間において、上記12カ国から、東南アジアは2カ国、その他地域は1カ国（合計6カ国）を抽出し、現地出張を行うことにより、関係者へのヒアリングを通じて、情報データの精度を上げる。

(4) 現地調査実施時における現地での海賊版対策ワークショップの実施（9～11月）

現地調査の機会を活用して、現地において海賊版対策のワークショップを実施する。なお、実施においては、著作権を所管する省庁あるいはコンテンツ産業を所管する省庁の協力を得ることとする。具体的には、場所としては基本的にこれらの省庁の会議室を活用する、参加者は民間企業も含めて幅広く想定する、また時間は2～3時間程度で設定するが、いずれも協力先省庁の意向を踏まえて決定する。

ワークショップの想定規模は以下のとおり。

目的	現地での海賊版対策の啓発とその認識・理解の調査
実施回数	約1回/国
対象者	現地に拠点をもつ官民のコンテンツ産業関係者
参加者数	約40名/回（ただし、実施場所・会議室の容量を踏まえ、柔軟に検討）
開催期間	12～3時間程度/回
実施場所	現地調査対象国の首都圏（著作権を所管する省庁あるいはコンテンツ産業を所管する省庁の中の会議室を想定）
実施形態	対面

(5) ドラフトファイナルレポート作成（11月）

これらの結果を踏まえ、JICAとしてコンテンツ産業全般についてどのような方針で国際協力を推進すべきか確定させつつ、あわせて国別（12カ国）×コンテンツ別（ゲーム、アニメ、漫画、音楽、実写）で、どのような取組が可能か整理する。その上で、各国、各コンテンツに対してどのような協力が実施できるかまとめる。この時点で、調査の成果をドラフトファイナルレポートにまとめる。

(6) 本邦スタディツアーの実施（12月）

調査対象国におけるコンテンツ産業を所管する省庁の職員等を本邦に招いてスタディツアーを実施する。スタディツアーのプログラムとしては、日本のコンテンツ産業の産学官金の関係者との意見交換、ビジネスや教育の現場への訪問等を想定している。なお、スタディツアーの実施にあたっては、本邦での稼働日5日を確保すること。また、参加人数は、現地調査対象国から1か国あたり1名ずつを想定する。

(7) 成果発表セミナー開催（12月）

東京（JICA本部）で、調査成果（ドラフトファイナルレポートの内容）を発表するセミナーを開催する。国内の関係者を招待し、ドラフトファイナルレポートの内容について、関係者の率直な意見が確認できるよう、配慮する。

(8) ファイナルレポート完成（2月）

セミナーで集約した国内の関係者の意見を適切に反映の上、ファイナルレポートをまとめる。

第5条 報告書等

(1) 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。
- 各報告書は、提出期限の2週間～1か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。FRの日本語と英語は1つのCD-Rに保管して提出することも可能。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10 営業日以内	日本語	電子データ	—
インセプションレポ ート (ICR)	事業開始後1か 月後	日本語 英語	電子データ	—
インテリムレポート (ITR)	事業開始2か月 後	日本語 英語	電子データ	—
ドラフトファイナルレ ポート (DFR)	事業終了3か月 前	日本語 英語	電子データ	—
ファイナルレポート (FR)	契約履行期限 末日	日本語 英語	CD-R	3部

主な記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ICR

業務計画書の内容を中心に、以下の項目を含めて作成する。

- ①調査の概要（背景・経緯・目的）
- ②調査実施の基本方針
- ③調査実施の具体的方法
- ④調査実施体制
- ⑤調査全体及び各調査対象国における業務フローチャート
- ⑥各国における詳細調査計画
- ⑦本邦スタディツアー及びセミナーの計画
- ⑧要員計画
- ⑨その他必要事項

(3) ITR、DFR、FR

少なくとも以下の項目を含む内容で調査進捗や結果をとりまとめる。

- ①調査の概要（背景・経緯・目的）
- ②調査の進捗
- ③調査内容と分析結果
- ④調査実施上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ⑤JICA への提言
- ⑥今後の活動計画
- ⑦添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）
 - (ア)調査全体及び各調査対象国における業務フローチャート
 - (イ)要員計画（最新版）
 - (ウ)本邦スタディツアー及びセミナーの実施計画・結果
 - (エ)面談録
 - (オ)面談先からの入手資料
 - (カ)その他活動実績

(2) 報告書の仕様

なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、製本する。

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ③ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(4) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

(5) 収集資料

対象国における候補先企業に関する資料、各種連携先との協議録等、業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後発注者に提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：最終成果品提出時

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	机上調査対象国と現地調査対象国それぞれについての想定(その提案の根拠となるクライテリアやそれに基づく評価についても記載)	第3条 調査実施の留意事項 (6)調査対象国と調査対象分野
2	国内、現地調査における国内や海外のヒアリング先の想定	第3条 調査実施の留意事項 (3)途上国の関係者との関係構築 (6)調査対象国と調査対象分野
3	本邦スタディツアー及び成果発表セミナーのプログラム案、及びそれぞれの開催のタイミング(本邦スタディツアーの実施期間中にセミナーを開催するか、別のタイミングに実施するか)	第3条 調査実施の留意事項 (7) 本邦スタディツアーの実施 (8) 成果発表セミナーの実施

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：コンテンツ産業振興

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全世界
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

現地業務は2026年8月～2026年12月にかけて実施予定。
(2026年1月～2月は整理業務を想定。)

(2) 業務量目途

- 1) 業務量の目途
約18.53人月

2) 渡航回数 の目途 延べ12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 再委託

以下の業務については、業務対象国・地域および日本国内の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 現地調査（現地調査に係る業務のうち、現地における情報収集の補助、アポイント調整、調査実施に係るロジ手配、ヒアリング記録の作成補助等については、効率的な業務実施及び現地事情への対応の観点から、業務対象国のローカルコンサルタント等への再委託を認めるものとする。ただし、調査方針の策定、分析、評価、提言のとりまとめ等、本業務の中核となる部分については、受注者が主体的に実施することとする。）
- 成果発表セミナーの運営

- 本邦スタディツアーの航空券、宿泊、移動等の手配に係る業務（旅行業法に基づき資格を要する範囲）

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

無し

２）公開資料

- 日本成長戦略本部／日本成長戦略会議：
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/index.html>
- コンテンツ産業官民協議会：
https://www.cao.go.jp/chizai/contents_kyogikai/index.html

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無 ※対象国の中には通訳を要する国があります。（例：ベトナム、ブラジル）
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 対象国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊

密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能な場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

90,965,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

4) トルコへの現地渡航がある場合

人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間が180日中90日以下になるように留意すること(この日数を超えるとトルコ社会保障局への社会保障費の納付が必要になる。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可)。現地に恒久的施設を有している企業等が、やむを得ず90日間を超える要員計画を提案する場合は、JICAの業務に関連して発生する社会保障費のみ機構が公費負担することを認めるが、コンサルタントが自社で社会保障費を納付すること。その際、納付額のうち本業務に関連して発生する社会保障費のみを契約金額の見積もりに計上すること。なお計上する費目は直接経費の「旅費(その他)」とし、別見積もりとする。見積もりの作成にあたってはトルコ法規程を確認し対応することとするが、参考金額としてJICAから情報提供することは可能である。

(4) 定額計上について (該当する口にチェック)

本案件は定額計上があります (13,800,000円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦スタディツアー実施経費	「第2章 特記仕様書 第3条 調査実施の留意事項 (7) 本邦スタディツアーの実施	1,500,000円	スタディツアー実施に必要な通訳備上、資料印刷、貸し会議室利用料や謝金等の直接経費。業務従事者の報酬は含まない。	一般業務費 (セミナーなど実施関連費)
2	スタディツアー航空賃・日当・宿泊・国内移動費	「第2章 特記仕様書 第3条 調査実施の留意事項 (7) 本邦スタディツアーの実施	12,300,000円	スタディツアー実施に必要な来日者の航空賃、日当、宿泊、来日者と業務従事者の国内移動費。	一般業務費 (旅費・交通費)

(5) 見積価格について

各費目にて合計額 (税抜き) で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

バングラデシュ、ブラジル、ナイジェリア、トルコ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律ダッカ市・チョットグラム市・コックスバザール市（2号～6号）：15,500円／泊、サンパウロ（特号～6号）：21,900円／泊、リオデジャネイロ（特号～6号）：25,900円／泊、首都アブジャを含む連邦首都区（FCT）及びラゴス州（特号～6号）：17,000円／泊、大地震被災地11県（特号～6号）：24,000円／泊、イスタンブール（特号～6号）：30,500円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

- 1) ブラジルへの渡航にあたっては公用旅券が必要なため、旅券発給・受領の関係で日本発着が必須となります。

別紙：プロポーザル評価配点表別紙

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)